時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百八十一號
明治廿三年六月十日　火曜日
舊暦庚寅四月廿三日（壬、戌）
日出午前四時二十六分　入午後六時五十五分
月出午前零時十六分　入午前十一時四十分
滿潮午前十一時四十四分　午後十一時十五分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

法律の始末よりブールスに論及す

石油取締規則は直に人民の利害に關すること薄きが故に自から物論も少なしと雖もブールス法は則ち然らず抑も此新法の起源は何れの邊よりしたるか知る可らずと雖も當初政府が之を發する時に當りて其向きの商人等へ諮議するにもあらず官吏獨發の意見を以て人民商賣上の規則を製作し之を實施せんとして直に商賣に差支へて大困難を生じたるは事實に於て明白なりとす依て我輩が爰に問はんとする所は一國の政府たる者は國民の商業即ち其生活に對して容易に利害を犯すこと斯の如くするも政府の權利に於て妨なきや、其德義に於て累なきや否やの一事なり相場所の得失その要不要の議論は第二着として現に角に人民が社會に對し直接の營業を爲さずして業を營み以て各自の生活を計る者は正當の營業にして正しく國民の權利なれば立憲國の制度に於て此權利は犯す可らず我日本國の憲法亦茲に注意して其民の權利を重んずるの精神を見る可し偏に案ずるに從來の相場所は營業五年の期限を以て許可を得たるものなれども其滿期に至りて繼續を出願すれば例に依て許されざるはなし法律上の文面は兎も角も實際より云へば永年の營業を約束したるものにして其株式の如きも營業の繁昌するに從て次第に騰貴し百圓の株は三百圓より四五百圓にも賣買し之を所有して毎年の配分を利し以て一家の生計を成すものさへ少なからず然るに一朝政府の箇の考にて相場所の改革を企て從來の仕事に就て改良を加ふるに非ずして所の根底を覆へし營業は五箇年の期限なるが故に約束の如く其期限を以て終る可しと令するとは實に驚入たる次第にして國民に對し其權利の保護厚しと云ふ可らざるものゝ如し之を譬へば五箇年の期限を以て地面を貸し之に商家を建築して營業を營み借地證書の滿期に至れば[illegible]らず從來の習慣にて幾年も繼續したる者に對し一朝地主の出來心を以て其營業を承諾せざるものに異ならず日本古來商賣の習慣になきことあれども政府がブールス法を設て相場所を廢しましむるの事情は正しく此地主の借地人に於けるが如し故を以て前年新法の將さに實施せんとする時に當り東京にても株式米商兩所の株式は一時に下落して倒産の慘状に陷りたる者甚だ少なからず當時府下に老醫某あり醫業も流行に後れて意の如くならざるより貯蓄の金圓千圓ばかりを以て相場所の株式を買ひ老餘の生計を頼みて安心の折柄ブールスの一聲忽ち大變を生じ政府の嚴命を以て相場所は御廢しと承知して事の前後を吟味するに遑あらず精神錯亂して自殺したりと云ふ今日にても東京株式取引所の株の價は二百六十七十圓に上らず米商會所の株も大抵同様の景氣なる可し然るに兩所にて一年の純益は合して十五萬圓より少からざるよし株式取引所の資本二十萬圓、米商會所の資本十萬圓共計三十萬圓に對して十五萬圓の收入あれば年五割の利にして株の價は安くとも五百圓に下ることなき筈なるに市價は則ち二百六十七十圓を過ぎず尚ほ其上にもいよ〳〵來年七月限りに取潰すと定まりたらば正味二百圓の價もなかる可し即ち兩所株主の資産は實際百五十萬圓なるを政府の一法の爲めに五分の三を失ひ僅に六十萬圓に削られて九十萬圓を空ふせんとする者なり實に商賣社會の大波瀾にして斯る波瀾を容易に起すは政府たるものゝ權利にあらざる可し假令へ或は法律上に妨なしと云ふも其德義上に於て聊か安からざるの意味なきを得ず且つ又相場所存廢の利害に感ずる者は單に株主のみにあらず所の役員仲買人を始めとして所に出入し之に關係する諸商人より町使の小供、出入の盲目按摩に至るまで全國の各所を共計したらば富者もあり貧者もありて夥しき人員なる可し然るに今相場所の運命を半空に懸けて此無數の人民を驚かし一時に狼狽して衣食に泣かしめんとす斯の如くして政府は果して何等の所得あるや唯將さに怨望を買ふに足る可きのみ立國の本として商賣を重んじ商賣を勸めんとは政府の筋の常に言ふ所なれば商賣の大本は私有權の堅固なるに存するとの一義も亦飽くまで了解せらるゝ所ならんに全國の相場所は其私有の資産を半空に懸けて浮雲の如し商を重んずるの精神は果して何處に在るや、又斯民を塗炭に救ふの旨は日本政府の本色にして近來米價の騰貴を見てさへも細民の救濟云々とて誠に優しき其優情に反し相場所に關係の人民は其政府の新法に苦められて故さらに衣食を失ふの災難に罹り一方に塗炭に陷る者あり都て是れ地上の波瀾にして其起源に立戻りて仔細に吟味すれば些したる要用もなくして大事に至りしものと云はざるを得ず我輩特に當相場所の利害にのみ心を關するにはあらざれども商賣社會の騷動にして其私有權の危きは之を默々に附するを得ず相場所の運命の如きは其最も著しきものなるが故に前年ブールス法の將さに實施せらんとせし其時より之を痛論して毎度讀者の聽を煩はしたることあり今回は農商務大臣の更迭もあり又ブールス取調の爲め歐米に派遣せられたる官私の委員も歸來のこともあれば宿論の旨を再び茲に開陳して輿論の在る所を聽かんと欲するのみ

官報

○農商務省訓令第三十號　府縣

試掘人其許可ヲ得タル試掘權ヲ喪失（鑛業願受渡期限經過借區願換等）シタルトキハ其ニ下附シタル指令書ヲ返納セシムヘシ

明治二十三年六月九日　農商務大臣陸奥宗光

○遞信省告示第百七號

今般獨逸帝國政府ノ保護ニ屬スル「カメルン」「ドゴ」及「ニユー、ギニア」ノ各地ハ萬國郵便爲替約定ニ加入セリ

明治廿三年六月九日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○醫科器の素人評（昨日の續）　石代重兵衞氏（家號遠州屋淺草北元町）の出品にして田中金八氏の手作に係る切斷器械一箱價金八十圓は割合に安く金物の細工もよろしく隨分切れそうにはあれども金屬にて作りたる弓鋸、鑿鋸等の柄は長け短かくして磨がき澄したる上によくニッケル鍍金を掛け恰も鏡面の如くあれば手術を行ふときに不潔物手垢等の溜る憂なく防毒の爲には此上もなき都合なる可けれども柄の中に毫も凹凸なく更に引掛り處なければ辷りて握りにくゝ殊に施術するときに當りて少しく手に血、粘液等の不潔物の附きたらんには益々滑べりて殆んど挽き切ること能はざる可し又大小の刀、鉗子、鉤の如きも其柄を悉く金屬にて作りたるはよけれども前の鋸と同じく殆ど鏡面の如く少しも引掛りなければ何れも辷り易くして使用の際定めて困難を生ずるならん金澤幸作氏の作に係る產科手術器一箱金三十七圓五十錢、價は先づ相當なる可けれども鉗子、鉤等を始め諸器械の柄を木にて作りたるは施術の際不潔物浸入し又手垢など附きて消毒を行ふには不都合限りなし且つ產科は殊に出產せんとするに際し大患を引起したる病人を治療する場合多き筈なれば產氣附きたる病人が醫師の所へ行くよりも醫者の方より往診するが常なれば隨て其器械の入物等は持運びに便利なるを要するものなるに此產科器の箱は木にて作り甚だ不便なる可ければ以後は革の類を以てカバンの如く作りたる方よろしかる可し吸液水銃（アスピラートル）代金九圓は高木氏の出品に比すれば一圓丈け高價なるも細工上等にして工合よろし其他電氣器一函金三十五圓藥籠二個あり總て同氏の出品は金物等の細工もよろしく隨分精巧なれどもチト新意匠に乏しきが如し就中柄の作方等に至ては頗る注意を要す可きなり。（未完）

○横濱生絲商況及び各地蠶況　過日來ジリ〳〵下落せし爲替相場も兩三日以前より又々上進の姿となりたる爲め生絲の氣配甚だ惡しく取引頓と起らず去る六日新絲二口の入荷ありしが何れも端物故商ひにあらず故に新絲の相場幾許になるべきやは未だ更に見當付かざるも何しろ目下の景況と外商の言囃す處に依て察すれば多分安相場ならん此の程横濱某生絲商店に達したる岩代福嶋よりの報によれば去る五日保原市折返絲二百二匁代金七圓四十八錢（九貫目に付金三百三十三圓見當）鐵砲絲二十七匁代金八十錢（九貫目に付二百六十七圓見當）にて初取引出來したる由且同地蠶況を聞くに伊達郡は七八分上簇し信夫郡は上簇前なれば判然せざれども大抵平作の見込なりと又野州栃木よりの報によれば同縣下の作柄は先つ中通りにて昨今新繭漸く出來去る五日上等繭三貫七百五十匁代金十圓にて初取引ありし由又信州中野町近傍の蠶兒早きは四眠並三眠起卸

五日目にして成育の
て兎角手間取る由又
りし爲め蠶兒の成育
たりと又原町田より
に坐繰一貫五百匁三
目三十四匁五分より
分より七八匁讀上等
圓八九十錢にて取引

○富山縣下の農況
は麥作及び菜種の景
裸麥の三種は播種以
く且つ昨冬よりの氣
有の溫暖ありしを以
故に當時農家は此の
くんば必らず豐作あ
時に生育を催せし爲
るに隨ひ莖幹軟弱に
霖雨に罹りて多少腐
の霜害を被りたる爲
異にせり今收穫高見
し

種名　大麥　小麥　裸麥
收穫高

種名　大麥　小麥　裸麥
作付段

又た菜種の景況も麥
すれば殆んど二旬を
遂げざるに斯く開花
中旬四五日間の朝
せられて遂に凡そ一
高見込及び作付段別

種名　菜種　菜種
收穫高　作付段

○公訴の件數と刑事
り本年五月中刑事訴
八十九にして此人員
すれば十七件二十

○賣高常に十倍す
物記したる中に麻布
そわりしが同日早朝
諸事落膽は無いか
らず兩品共常より殆
にて時事新報を取
て我店の様に賣れ
ものなりと逢ふ人
とは東京藪内のみ

○北陸遊覽記略
福井にての要事
四時、余は加州
發兩僅かに小止
から車、身體を
り、往く手を